

令和元年10月1日から 「幼児教育・保育の無償化」が始まります。

幼児教育・保育の無償化の概要

- 東京都認証保育所を利用する方の中では、**保育の必要性の認定を受けた3～5歳児クラスのお子さん**と、**0～2歳児クラスで、住民税非課税世帯のお子さん**が対象となります。
- すでに保育の必要性の認定を受けている場合、改めて認定手続きを行う必要はありません。
ただし家庭の状況に変化があった場合には豊島区保育課入園グループまでご連絡ください。
- 3～5歳児クラスのお支払いは月額3.7万円まで、0～2歳児クラス（住民税非課税世帯のみ）のお支払いは月額4.2万円までが無償化の対象となります。
これまで通り施設に利用料をお支払いいただいたうえで、**別途、区に施設等利用費の請求手続きが必要です。**
- その他の認可外保育施設等※₁と併用することが可能ですが、月額上限はすべてのサービスを合わせて上記金額となります。
※₁ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの場合は除く）の利用が対象となります。
- 施設等利用費請求の詳細（必要書類、受付方法、請求期限など）は、後日区のHP等でお知らせします。

豊島区認証保育所保育料負担軽減補助金との併用

- 施設等利用費の請求を受けながら補助金申請をすることができます。
金額や計算方法が現在と変わる場合がありますので、裏面をご参照ください。
- それぞれ別々の申請が必要です。手続きの時期や必要書類が異なりますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

【認定に関するお問い合わせ】

豊島区保育課 入園第一・第二グループ ☎03-3981-2140

【豊島区認証保育所保育料負担軽減補助金に関するお問い合わせ】

豊島区保育課 私立保育所グループ ☎03-3981-1823

豊島区HPはこちら



それぞれの金額の計算方法

(1) 幼児教育・保育の無償化前（～2019年9月末）

【例】認証保育所の保育料が7万円、認可保育所想定保育料が3万円の場合

利用契約時間	～220時間	221～240時間	241時間～
補助額と計算方法			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ◆歳児ごとの違いはありません。 ◆上記の * 部分は保護者負担です。また、補助金額は千円未満切り捨てです。 ◆認証保育所の保育料が認可保育所想定保育料等より低い場合は補助「非該当」です。 		

(2) 幼児教育・保育の無償化後（2019年10月～）

【例】認証保育所の保育料が7万円の場合

利用契約時間	～220時間	221～240時間	241時間～
3～5歳児クラスのお子さん			
0～2歳児クラスのお子さん (住民税非課税世帯に限る)			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ◆上記の * 部分は保護者負担です。また、補助金額は千円未満切り捨てです。 ◆認証保育所の保育料が3.7万円(または4.2万円)以下の場合、施設等利用費の支給を受けることはできませんが、補助は「非該当」となります。 ◆施設等利用費の支給を受けるには請求手続きが必要です。詳細は区HPをご覧ください。 ◆上記のお子さん以外はこれまでと変わりません。 		